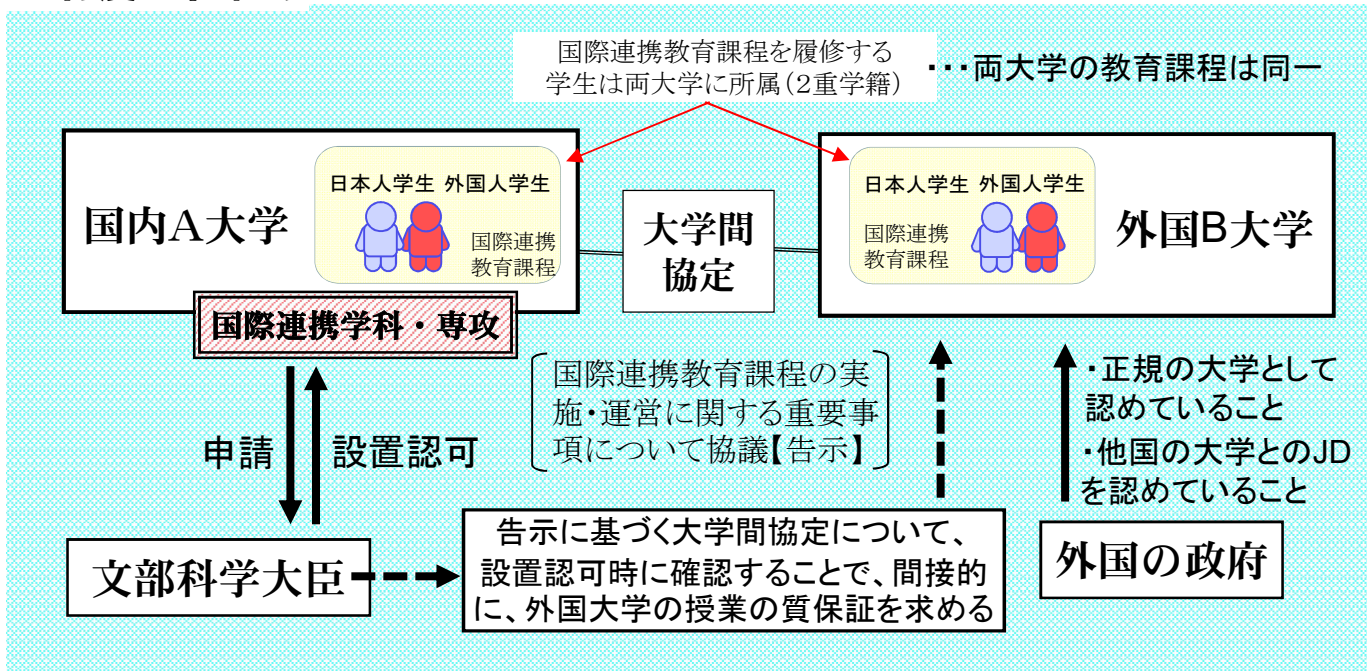


## 《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せることとする。（\*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、学部の場合、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の定員は、母体となる組織の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その定員の規模にかかわらず1名ずつの専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備についても母体となる学部等のものを利用することができる仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

【A大学（相手国）から履修を始める学生の場合】

